

能登町告示第50号

能登町の町章及びキャッチコピーの取り扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が定める能登町章及びキャッチコピー（以下「町章等」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(町章等)

第2条 町章等の形状、字体及び色彩は、別図に定めるとおりとする。ただし、キャッチコピーにおいて装飾（枠線、影等）は使用者の任意のものを使用することができる。

(町章等に関する権限)

第3条 町章等に関する一切の権限は、町に帰属する。

(使用の手続)

第4条 町章等を使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が専ら報道の用に供する目的で使用するとき。
- (2) その他町長が使用を適当と認めるとき。

2 申請者は、能登町章等使用承認申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 町章等の使用の内容がわかる資料
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、使用申請書を受理したときは、その内容を審査した上で使用の承認の可否を決定し、能登町章等使用承認・不承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の承認をする際、町章等の使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用の承認期間)

第5条 前条第3項の承認の期間は、承認日から3月31日までを限度とするが、更新は妨げない。ただし町長が特に認めるものについては、この限りでない。

(使用の制限)

第6条 町長は、町章等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを承認

しないものとする。

- (1) 町の信用を毀損するとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政治団体及び宗教団体への支援と誤認されるとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令等に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために使用するとき又はそのおそれがあるとき。
- (6) その他町章等の使用として不適當であると町長が認めるとき。

(承認内容の変更等)

第7条 第4条第3項の承認を受けて町章等を使用する者（以下「使用者」という。）が、使用の承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ能登町章等仕様変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、変更申請書を受領したときは、その内容を審査した上で使用の変更の承認の可否を決定し、能登町章等仕様変更承認・不承認通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、町章等の使用の承認を取り消し、当該使用に係る物件の回収を求めるなど厳正な措置を講ずるものとする。この場合において、使用者に生じた損害に対しては、町長はその責めを負わない。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 町章等の使用の承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により町章等の使用の承認を受けたことが判明したとき。
- (4) その他町章等の使用が適當でないと認めたとき。

2 町長は、町章等の使用の状況等を確認するため、必要があると認めるときは、その状況を調査し、又は使用者に報告させることができる。

(経費の負担)

第9条 町章等の使用に係る経費については、町長はこれを負担しない。

(使用に係る問題)

第10条 町章等の使用に係る問題が生じたときは、使用者が速やかに対処するものとし町長は一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別図（キャッチコピー）

海、山、祭、いいとこいっぱい能登町

フォント	HGS明朝E
------	--------

対象の文字	カラーコード
海	D I C - 1 0 3 CMYK値 C 5 7 M 3 6 Y 0 K 0 R G B値 R 1 2 5 G 1 4 4 B 2 1 6
山	D I C - 4 0 8 CMYK値 C 1 0 0 M 5 6 Y 5 8 K 0 R G B値 R 0 G 9 5 B 1 0 2
祭	D I C - 8 1 CMYK値 C 0 M 7 5 Y 9 5 K 0 R G B値 R 2 5 5 G 1 1 3 B 6 2